

東日本大震災からの復興に向けた決議

東日本大震災から8年半余が経過しました。国内外の皆様には、たくさんの温かい御支援を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。この間、被災地の再生や被災者の生活再建に向けた取組が着実に進展するなど、復興への明るい光が見えてきたところです。

しかし、一方で、今なお約5万人もの方々が住み慣れたふるさとを離れ、避難生活を続けておられることを始め、原子力災害については、農林水産業や観光業等、あらゆる産業への風評も根強く残るなど、様々な課題が山積しております。

さらには、9月の台風第15号や8月の佐賀県等での豪雨、昨年の北海道胆振東部地震や台風第21号、8月の山形県での豪雨、平成30年7月豪雨、平成29年の九州北部豪雨や秋田県での洪水氾濫のほか、平成28年には北海道及び岩手県での台風や熊本地震などにより、被災地を御支援いただいている地域や、復興を進めている地域に甚大な被害が発生しています

このような中、東日本大震災の被災地が今後も復興を進めていくためには、全国の皆様による御支援が不可欠であり、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

国には、引き続き、被災地の復旧・復興を国政の最優先課題としていただくとともに、復興のステージの進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応するため、現在の特例的な財政支援や各種制度を継続・拡充すること、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること、原子力災害の収束に全責任を持って対処すること、そして、被災地の実情と東日本大震災の教訓を踏まえた風評・風化対策に取り組むとともに、防災体制の強化や交通網の整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組むことを強く求めます。

加えて、平成31年3月8日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の見直しに基づく復興・創生期間後における復興を支える仕組みや復興庁の後継組織のあり方の検討に当たり、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、当該期間終了後においても必要な事業及び制度を継続するとともに、その推進体制の整備を図ることを併せて求めます。

東日本大震災からの復旧・復興を果たし、先人が築いてこられた美しいふるさとを取り戻すことは、我々に課せられた責務であります。引き続き、被災された方々の声に真摯に耳を傾け、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会において、これまでの御支援に対する感謝の気持ちと、被災地の元気な姿を国内外に広く発信できるよう、被災地の再生、復興を加速させていきたいと考えております。

今後の復興のモデルとなるような「新しい北海道・東北」の創造に向け、北海道東北 8 道県一丸となり、全力を尽くしていくことを強く決意し、ここに決議いたします。

令和元年 10 月 30 日

北海道東北地方知事会

北海道知事	鈴木	直道
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	佐竹	敬久
山形県知事	吉村	美栄子
福島県知事	内堀	雅雄
新潟県知事	花角	英世